

お知らせ



交通災害共済 集団会員を募集



共済期間の始まる時(6月1日または9月1日)に、市内幼稚園、小中学校、保育所などに在籍しているお子さんは、交通災害共済に「集団加入」することができます。
(学校によって実施していない場合があります)

- *会費は一般会員の半額です。(一人350円)
- *一般会員とは共済期間が異なります。
- *対象となる交通事故、共済見舞金の内容は一般会員と同じです。

◆加入申込み

在籍している学校などで申し込みをしてください。(学校などを通じて申込書を配布しています)ただし、募集は年2回です。(6月期会員、9月期会員募集時)

◆共済期間と会費

申込日	共済期間	会員(一人)
5月31日まで	6月1日～ 翌年5月31日	350円
6月1日から 8月31日まで	9月1日～ 翌年5月31日	300円

*中学3年生が卒業後も引き続き一般会員になる場合、特例で期間を延長して加入することができます。(共済期間は翌年8月31日まで、会費は200円増)

※集団加入を実施していない学校などに在籍している人は、一般会員で加入することをお奨めします。

※一般の人は、随時加入ができます。

問 市民課市民生活係 **☎**(80) 1 2 7 1



ご存じですか 人権擁護委員制度

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

この日にちなみ、市では1日人権相談所を開設しますので、ご利用ください。
(日程は暮らしのカレンダーをご覧ください)
法務大臣が委嘱した山武市

の人権擁護委員は次の方々です。

(敬称略)

【成東地区】
秋葉 昌信・福田 芙美
富永 一道

【蓮沼地区】
佐藤 昌助・五木田 孝義

【山武地区】
阿部 紀子・松村 俊紹

【松尾地区】
宮本 俊郎・竹之内 良雄

問 市民課市民生活係 **☎**(80) 1 2 7 1



相談は無料です 交通事故相談について

県では交通事故にあわれた方々の救済を図るため、専任相談員と顧問弁護士(本所)、臨床心理士(本所)からなる交通事故相談所を設置しています。

また、県内45市町村でも巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は無料です。

●山武市交通事故巡回相談
日程 5月28日、7月23日、9月24日、11月26日、22年1月28日、3月25日のそれぞれ木曜日

●千葉県交通事故相談所本所
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
(県庁本庁舎2階)
☎043(223)2264

※簡単な相談は電話でも受け付けます。

*相談時間はいずれも午前10時～午後3時(受付は午後2時半まで)
*予約は不要
場 所 山武市役所成東庁舎

受付時間 午前9時～午後4時半
(土・日・祝日・年末年始を除く)
相談内容 損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方など

問 市民課市民生活係 **☎**(80) 1 2 7 1